

て椎弓切除 C4-6 固定した。急性治療を終え、平成5年3月8日から国立身体障害者リハビリテーションセンター病院へリハビリ目的で転院した。更なるリハビリを目的として平成6年4月18日に国立別府重度障害者センター入所し、日常生活の自立や筋力増強及び将来の社会復帰に向けて職能訓練を実施した。日常生活も自立し、社会復帰に向けて自動車免許の取得と国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所への入所を目的に、平成10年6月12日に再度、国立身体障害者リハビリテーションセンター病院へ転院し、日常生活動作の拡大と自動車免許取得の可能性について訓練を行った。結果的には、自動車免許の取得は身体の機能的に困難であることがわかりあきらめた。しかし、地元で雇用予約先があり、訓練終了後の就職は約束できていた。

平成11年2月1日国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所へ入所し、雇用予約先への就職に向けて職能訓練（第3ワークショップ：事務系）を開始した。雇用予約先があるといっても採用条件があり、その条件がクリアできないと採用ができないことになっていた。その条件とは、①ワープロ検定3級合格、②表計算3級合格、③毎週月曜から金曜9時から17時まで勤務可能であることの3つであった。平成12年3月に採用条件はクリアし、その後は地元に戻ってから調整することとなった。平成12年4月30日修了し、自宅に戻った。

家庭復帰後は、雇用予約先との助成金や会社の改造など調整に入ったが色々と問題があり結果的に雇用予約先への就職はできなかった。それからは在宅生活であり両親に介護をしてもらいながら生活をしている。年に2回ほどボランティアで書類作成の仕事を学校からもらい在宅で作成したり、週に2回ぐらい近くのトレーニングジムに健康維持のため自走で出かけている。収入もなく、両親には申し訳ないという毎日であり、小遣いは年に4回支給される特別障害者手当である。

### 3 年金申請について

#### 1) 年金受給できなかった理由

保険には加入していたが、保険加入期間（納付済み期間）が短く受給できなかった。

#### 2) 障害発生時の年金保険料

受傷当時は20歳以上であったが、就職してまだ2ヶ月足らずであり保険料の納付期間が不足していた。

#### 3) 年金保険料を払っていたか。

保険料は払っていたが、保険料納付期間不足であった。

#### 4) 現在年金保険料を払っているか。

国民年金保険料を両親に払ってもらっている。

### 4 当事者からの訴え

#### 1) 現在の不安について

本来ならば、長男でもあり両親の面倒を見なくてはいけない。逆になってしまって両親が介護等の疲れで体調をこわさないか心配である。また、自分や両親が仮に病気等で体調をこわし入院等となった場合、両親の年金で費用をまかなうため、経済的に苦しくなることが予想される。自分が収入がなく、両親に対し何もしてあげられない

というどうしようもない気持ちがあり、将来に対する不安がある。

2) 本人からの要望

事故で身体障害者となり、年金をもらえないのは自分の責任であることは十分承知している。しかし、自分も生活は苦しいが自分よりももっと苦しい人がいると思うと何らかの保障があってほしいと思う。

## 事例 9

### 1 プロフィール

- 1) 性別・現在の年齢 男性 ・ 33歳
- 2) 障害の種類 肢体不自由
- 3) 障害名 頸髄損傷 (C6)
- 4) 初診日・年齢 平成7年2月 25歳時
- 5) 身体障害者手帳取得日・年齢 平成7年9月27日交付 25歳時
- 6) 手帳障害名・等級  
外傷による両上肢機能障害 体幹機能障害  
神経因性膀胱直腸機能障害 1級
- 7) 障害発生から手帳取得までの期間 5ヶ月
- 8) 国立伊東重度障害者センター入所期間  
平成9年10月14日～平成12年9月30日
- 9) 就労の状況  
平成12年10月より授産施設に入所し、印刷授産に従事している。

### 10) 世帯構成

単身。

本人 33歳 授産施設入所 収入月額 約4万円 (授産工賃)

### 11) 家計について

授産工賃と両親の仕送り(工賃月4万円、仕送り月4万円)。仕送りを全額使わず、できるだけ取りおくよう努力している。その他、授産施設のある自治体による障害者手当を受給(年額約6万円)。

### 2 障害発生の時期とその後の生活状況

仕事から帰宅中、自家用車運転。無理な追越をかけ、対向車線から来た車と衝突した。受傷した後、入院中の病院から勧めがあり身体障害者手帳を申請・取得した。その後、国立伊東重度障害者センターの訓練を知り入所申請したが、入所まで1年の待機期間があり、入所するまでの間、国立身体障害者リハビリテーションセンター病院に転院し訓練を受けた。

国立伊東重度障害者センター入所後、日常生活動作の自立を目指し各種訓練を受け、ADLがほぼ自立し、職能訓練を通じパーソナルコンピュータの機器操作を習得した。同センター入所中、膀胱ろうを増設し、膀胱機能障害について身体障害者手帳に追記した。

職能訓練の習熟がよく、授産施設の実習体験を紹介された。実習による入所施行を経て、授産施設に入所した。授産施設での勤務時間に合わせた排泄時間のリズム作りに苦慮しているが、勤務に支障なく入所生活を送っている。

授産施設利用後の生活を考え、公営身体障害者向け住宅の入居申請を検討中している。

長年、両親の仕送りに依存してきたが、両親と自分の年齢を考えると自立する必要があると痛感している。公営住宅への入居が確定した場合、世帯分離・生活保護受給申請をし、両親の負担をなくす決心をしている。

### 3 年金申請について

#### 1) 年金受給できなかった理由について

年金課窓口で申請方法を相談したところ、受傷前に年金を積み立てていなかったため、受給権がないと説明された

#### 2) 障害発生時の年金保険料について

支払っていなかった。

#### 3) 年金保険料を払っていたか。

20歳から受傷に至るまでの間、支払っていなかった。老齢年金の支給月額が少ないと聞いていたため、年金をかけても仕方がないと判断し加入しなかった。障害年金等の存在はまったく知らずにいた。

#### 4) 現在年金保険料を払っているか。

受傷後暫くの間、国民年金を支弁したが、現在は減免手続きをしたため支払っていない。

### 4 当事者からの訴え

#### 1) 現在の不安について

幸い、授産施設に入所でき、自分自身の手で若干の収入を得ることができるようになったが、仕事をはじめから体調を崩したため、現在の勤務状況を維持することが課題である。勤務時間を減らさずに病院受診や体調管理をしているが、いつまで続けることができるかと思うと不安になる時がある。頸髄損傷者は、体調管理と一般的な生活が切っても切れないが、医療的な管理のある施設を離れ自分で生活すると、その大変さがしみじみわかった。

#### 2) 本人からの要望

自分が年金を支払わなかったことは悪かったと思っている。障害年金が受給できないと知った後、未払い分の年金を両親の協力を得て支払った。障害年金全額とは思わないが、その何割かの金額の手当てがあればと思う。年金に代わる手当てがほしい。

また、老人福祉に福祉サービスの主力が持っていかれたような印象をもっているため、障害者福祉の水準を低下させないようにしてほしい。

## 事例 10

### 1 プロフィール

- 1) 性別・現在の年齢 男性 ・ 41歳
- 2) 障害の種類 肢体不自由
- 3) 障害名 頸髄損傷 C3 不全まひ
- 4) 初診日・年齢 昭和62年7月25日 25歳
- 5) 身体障害者手帳取得日・年齢 昭和63年2月17日 26歳
- 6) 手帳障害名・等級 頸髄損傷 1級
- 7) 障害発生から手帳取得までの期間 約6ヶ月
- 8) 国立伊東重度障害者センター入所期間  
平成4年7月7日～平成7年12月12日

### 9) 就労の状況

通所授産施設にて、DTP印刷に従事。

自立生活(支援費をヘルパーに活用)中。

### 10) 世帯構成

両親宅から独立し、アパート居住。単身生活。

本人 41歳 授産施設勤務 月額 4万円

### 11) 家計について

授産施設に通所するためアパートを借りた。市の援助があるが、家賃支出が大きく、毎月の支出は収入を上回っている(月平均支出 6.5万円)。不足分は地元自治体の特別障害者手当(年額 32万円)及び家族(両親)の援助によりまかなっている。

### 2 障害発生の時期とその後の生活状況

大学在学中、海水浴場で高波にのり岸に乗り上げる遊びをしていたところ、体勢を誤り頸髄を損傷した。

受傷後、入院中の病院等から国立伊東重度障害者センターを知り、入所申請した。数年の入所待機をへて同センター入所。日常生活動作を習得し、同センター修了。その後、地元の自立生活センター・関連授産施設の発足に携わる。現在は、重度身体障害者の就労を地域社会で実現することを目的に、授産施設で各種業務を模索中。現状では収入増となる見込みはないため、近い将来生活保護を申請することも覚悟している。

### 3 年金申請について

#### 1) 年金受給できなかった理由について

障害福祉課窓口で申請方法を相談したところ、受傷前に年金を積み立てていなかったため、受給権がないと説明された

#### 2) 障害発生時の年金保険料について

受傷当時、兄・本人とも学生であり、自宅の家計は豊かではなかったことから、学生二人分の年金支弁は難しかった。就労後年金を支払えばよいと判断していた。

3) 年金保険料を払っていたか。

国民年金保険料は払っていなかった。理由は前記2) のとおり。

4) 現在年金保険料を払っているか。

現在、年金保険料支払い免除手続済。

#### 4 当事者からの訴え

1) 現在の不安について

膀胱機能・排便機能が低下しつづけ、身体的・経済的な状況に影響を及ぼしている。特に排便は、排泄用の薬剤に身体が慣れてしまったため薬量が増加の一途をたどり、病院受診も頻繁になってきた。

健康が維持できるのかどうか心配である。支援費の在宅介護支給量が必要なだけ確保できるかどうか不安である。金銭面の不安は常にあり、何らかの年金があれば生活が有意義になるのと思う。

2) 本人からの要望

日常生活に十分で安定した収入を確保したい。障害者の就労を支援するために、物的支援ではなく体制的支援(ジョブコーチなど)を充実してほしい。無年金者に対する対策の進捗を、自治体担当窓口などを通じ、もっと詳しく伝達してほしい。支援費について、頸髄損傷者は人的支援の必要が高いことから、在宅支援の時間数が現状より多く確保できるよう望む。

## 事例 11

### 1 プロフィール

- |                              |   |         |          |      |
|------------------------------|---|---------|----------|------|
| 1) 性別・現在の年齢                  | 男性  | ・       | 48歳      |      |
| 2) 障害の種類                     | 肢体不自由   |         |          |      |
| 3) 障害原因                      | プールへの飛び込みによる  |         |          |      |
| 4) 障害名                       | 頸随損傷  |         |          |      |
| 5) 初診日・年齢                    | 平成7年8月19日   |         |          | 39歳時 |
| 6) 障害発生日                     | 平成7年8月19日   |         |          | 39歳時 |
| 7) 身体障害者手帳取得日・年齢             | 平成7年11月27日交付  |         |          | 38歳時 |
| 8) 手帳障害名・等級                  | 骨折による   | 頸随損傷による | 四肢体幹機能障害 | 1級   |
| 9) 障害発生から手帳取得までの期間           | 3ヶ月   |         |          |      |
| 10) 国立身体障害者リハビリテーションセンター入所期間 | 一般リハビリテーション課程 平成10年2月3日～平成11年4月1日                               |         |          |      |
| 11) 就労の状況                    | 仕事をしていない。生活保護受給中  |         |          |      |
| 12) 世帯構成                     | 単身生活 住宅 アパート 1DK 6.8万円家賃(駐車場含む)                                 |         |          |      |
| 13) 家計について                   | 生活保護費 (単身者分)<br>障害者手当 6.2万円/3月<br>ガソリン代(障害者のタクシー券の代わり) 2,500円/月 |         |          |      |

### 2 障害発生の時期とその後の生活状況

東京の高校中退後、車が好きで運送関係の仕事をしたり、ウェ이터をしたりしていた。17歳でボクシングをはじめたが、傷害事件を起こし破門になった。その後も、ケンカにより何回か警察に捕まり、起訴され、執行猶予4年となった。

東京を離れ、大阪に行き運転が好きなこともあり暴力団関係の運転手をしていた。しかし、暴力団の一員にはなりたくなかった。23歳ころ、印刷機械を運搬する会社で2年間働いた。会社の関係者を傷つけたことにより退社した。この会社は株式会社だったのでオレンジ色の手帳をもらった。

29歳で東京に戻り仕事を始めた。昭和61年に空調設備の会社に勤めたがアルバイトであった。雇用保険はあったが、年金はかけていなかった。

車の運転が好きだったので、昭和62年2月に大型2種の免許と重機の操作の免許をとった。土建会社でダンプの運転と重機の操作の仕事をした。平成元年9月独立し、中古のダンプを買い、一人親方で仕事を始めた。徐々に軌道に乗り借金をして運転手を雇いダンプの数を増やした。受傷したときには4台のダンプを運行していた。

車の手形などがあり、月々の支払いに追われ、自転車操業であったが一生懸命に働いた。

土曜日、日曜日の仕事も雇っている運転手にはさせられなかったため、自分がやり風邪も引けない病気もできないというような状態で仕事をしていた。

平成7年の春先にダンプの借金等の返済がすべて終わった。普段子供達とも遊んでいなかったこともあり、妻と3人の子供、妻の両親、義理の兄夫婦と琵琶湖のホテルに旅行に出かけた。平成7年8月29日、子供たちとプールで遊んでいて、浅いプールに飛び込み受傷した。頸随を損傷したが意識はあった。救急病院に運ばれたが、10日ほどで都内の病院に転院し半年間入院をした。

都内の病院の理学療法士が、国立身体障害者リハビリテーションセンターで実習をしたことがある人であった。「一度見てきなさい」と外来での受診を勧めてくれた。

まだ、車いすには乗ることができない時期であったので、ストレッチャーのままで見学をした。整形外科医師より、筋力検査の後「車いすに乗れるから大丈夫だから」と言われたが、自分ではたばこも吸えない状態だったので「ばか言ったら」と思っていた。また、医療相談室のMSWの計らいで、国立職業リハビリテーションセンターも見学をした。

都内の病院に入院中に、子どものためにと掛けていた生命保険金がおりた。若い頃にバイクや車が好きだったのを心配した母親が掛けてくれていたものを、2人目の子供が生まれた時に掛け金額をあげていた。義理の母が生命保険の外交員であった。ダンプ業者の関係の保険金もおりた。後払いのダンプの売り上げやダンプを処分したお金なども入ってきていたため、妻が即金で戸建て住宅を購入した。車いすでも生活できるようにした。

都内の病院より平成8年1月に国立身体障害者リハビリテーションセンター病院に転院しリハビリを受けた。病院入院中には、車いすの人がたくさんいて、自分より障害の重いものが自立した生活をしているのを見て、自分もまだいろいろできるように思えてきた。年金についても病院の同室の車椅子者から「障害年金はいくら出ているのですか」と聞かれ初めて障害年金というものがあることを知った。

その翌年、国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所一般リハビリテーション課程に入所した。寮で生活しながら、職業訓練を受けるため国立職業リハビリテーションセンターに通った。訓練科は製版科だった。義理の父が印刷屋をしていたので、雇用予約があるような状態であった。

入所してまもなく妻が来所し離婚を迫られ同意をした。子供3人は妻が引き取った。印刷関係での就労は難しくなった。他の就職先についてもあたったが、生活環境のある福祉工場の面接も受けたがうまくいかなかった。

新築した自宅は妻と子供、義理の両親が生活しているが、国立身体障害者リハビリテーションセンター修了後は、離婚のため、本人自身はその家には戻れず実の両親の家に戻った。

両親のもとでの生活は、70歳と高齢の両親に迷惑を掛けることとなるため、2ヶ月後ご近所の知り合いの好意によりアパートを借り生活を始めた。また、地域の人が福祉事務所に話をしてくれて生活保護を受給することとなった。



### 3 年金申請について

#### 1) 年金受給できなかった理由について

自身が入院中に母親が相談をしたが、かけている年数が少ないので受給できないと言われた。保険料を納めていなかった。

情報がきちんとあれば年金はやっていた方がよい。何があるかわからないので。もっと知っていればと思うことはあった。自分自身が、病気になるとは思いもしなかった。

#### 2) 障害発生時の年金保険料について

保険料を納めていなかった。払っていなかった。必要を感じなかった。

年金加入しなければならなかったが、その手続をしていなかった。

自営業のため会社に勤めておらず、手続きがわからなかった。

#### 3) 年金保険料を払っていたか。

ダンプを運行するようになって、ダンプ関係の協議会の専従の職員に国民年金の加入について勧められたが、これまでに病気をしたことが無く、体だけには自信があった。自分がけがをすることは思わなかった。障害者になったら障害年金がもらえると思っていた。まわりにすすめる人がいれば考えたかもしれない。仕事が軌道に乗ったら年金をかけようかと思っていた。ちょうどその矢先であった。

個人営業でダンプをもっている人の会もあるが、賃金の話が多く、年金の話はほとんど聞かなかった。

#### 4) 現在年金保険料を払っているか。

現在、年金保険料は払っていない。(生活保護のため)

### 4 当事者からの訴え

#### 1) 現在の不安について

いろいろな人に助けられ、アパートもうまく借りることができ、トントン拍子に話が進んだ。生活保護を受けているので生活には不自由していない。自分よりむしろ、新卒者の給料だけで生活している障害程度が軽度で無年金の障害者の友人の生活よりは恵まれているかもしれないと感じている。また、病気になったときも国立身体障害者リハビリテーションセンターの医師の診察を受け、すぐに入院ができた。

一生懸命仕事をしている人には申し訳ないが、いかんせん仕事がない。年齢も高く、同じ年代の失業者がハローワーク職安にあふれている現状を見ると就職は難しいと感じている。

#### 2) 本人からの要望

生活保護で生活は何とかなっている。

## 2 関係団体のヒアリング結果

平成15年7月に、下記にあげる関係団体へのヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査では、本調査結果の速報値（主として単純集計結果の一部概要）をお伝えするとともに、関係団体が独自に所有する障害者の生活実態に関する調査結果や年金を受給していない障害者についての要望や各団体の把握する障害者の生活実態についての意見等をお聞きした。

なお、いくつかの団体で実施された実態調査については、大変貴重な示唆となるのでヒアリング内容に加えて参考資料として引用させていただくこととした。

### ○ ヒアリング実施団体（ヒアリングを実施した順に記載）

社団法人 全国腎臓病協議会(豊島区)

※別添資料

社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会（豊島区）

財団法人 全日本ろうあ連盟（新宿区）

社会福祉法人 日本盲人連合会（新宿区）

社団法人 全日本脊髄損傷者連合会（江戸川区）

※別添資料①・②

学生無年金障害者訴訟全国連絡会(新宿区)

※別添資料

## 社団法人 全国腎臓病協議会

### ① 基本情報

所在地	東京都豊島区巣鴨
創立	1971年6月6日
組織・会員数	46都道府県、2,183病院単位患者会、323地域腎友会 10万3,900人（2003年4月1日現在）
事業目的	(1) 腎臓病の予防、および治療に関する知識の普及と啓発事業 (2) 腎臓病患者の自立を支援する事業 (3) 腎臓病に関する調査研究と政策提言 (4) 広報誌の発行 (5) その他、目的を達成するために必要な事業
事業内容	(1) 全国大会の開催 (2) 腎不全対策を語るつどい、講演会の開催 (3) 通院介護支援事業 (4) 無料電話相談、相談会 (5) 実態調査 (6) 腎移植啓発キャンペーン活動 (7) 各種研究会の主催 (8) 会報（隔月）、ブックレットの発行

### ② 意見・要望等

全国腎臓病協議会として、生活保障について次の12点について取り組んでいる。そのうちの1つが「無年金障害者の早期解消措置を図ること」である。

- ①生活保護基準を引き上げ、不当な支給制限をしないこと。
- ②特別障害者手当の支給基準を緩和し、対象者を拡大すること。
- ③就労していない透析患者を父とする家庭に対しては児童扶養手当を支給すること。
- ④障害基礎年金の障害認定基準において、透析患者は最低2級とする改正を全都道府県で実施し、生活できる年金額とすること。
- ⑤移植腎生着後の障害年金の機械的な支給停止はやめ、抗免疫療法実施中は支給すること。
- ⑥カルテ保存期間が過ぎているなどにより初診日証明が困難なため障害年金を受給できない患者の年金申請は本人申立で受理すること。
- ⑦共済障害年金の所得制限額を引き上げるとともに、基礎年金だけでなく共済障害年金も支給できるようにすること。
- ⑧無年金障害者の早期解消措置を図ること。

- ⑨高額医療を理由とした透析患者の他市町村への移住強制、職場での退職強要や解雇はやめること。  
⑩障害者旅客鉄道運賃割引制度の距離制限を撤廃し、特急料金も割引対象とすること。  
⑪不公平税制を是正し、消費税は廃止すること。所得税の障害者控除額は大幅に引き上げること。  
⑫生活福祉資金の貸付条件を緩和すること。  
(注)全国腎臓病協議会ホームページより一部抜粋引用

「2001年度血液透析患者実態調査報告書」からわかったことは、公的年金を受給していない人は全体の9.9%みられたということである。したがって、会員全体（約10万人）から概算しても約1万人がこれに該当する。この規模は看過できない。一方で、腎移植者の場合には、障害等級が軽くなったということで年金の支給が停止することがあるとも聞いている。移植すると当然ながら腎不全を表す血液データ等が格段によくなるため、それで健康な人と健康度が同程度とみなされて支給停止となってしまう。しかし実際には移植者は就職率も高くないし、免疫抑制剤を使っている副作用とか、合併症なども多いから実質的には透析患者に生活状況は極めて近い。

年金を受給していない理由は主に「加入期間不足」と「年金未加入」があげられる。特に、①いわゆる初診日要件と、②サラリーマンの妻が結婚して国民年金の第3号被保険者となる際に申請をしていなかったことによる例、そして③年金の任意加入時及び年金未加入時の発病により手立てがなかったことの3点が顕著である。初診日要件については、長い病気の経過の中ではじめに受診した医療機関が廃院になったりして5年以上が経ってしまいカルテの保存期間が過ぎて証明する手段がなくなり年金を受給できない人が結構多い。また、妊娠中毒症により腎臓病になる女性が多く、上記②の理由により無年金になった場合もある。また、腎臓病患者の場合、就業状況との関係から年金の納付期間がとぎれとぎれになる傾向がしばしば見受けられ、結果的に加入期間が不足するという場合もあげられる。制度として支給要件には初診日の前日に加入期間の3分の2以上あるか、初診日前の1年間のうちに未納期間がない場合は該当することになっているが、いずれも帯に短し、たすきに長しということで両方に係らないことによって無年金となってしまうのではないか。一般市民の感覚だと障害者になると障害年金が受給できると思っていて無年金問題を全く知らない人と、多少でも知っている人との差はあまりにも大きい。したがって、無年金問題が起こっているということを一般社会に周知することも必要ではないか。

③ 本調査結果に関連する質問と回答

質問① 貴団体に所属している障害者の抱えている不安や悩みはどのようなものか。	
回答	<p>血液透析患者の場合、すでに腎臓病等を患っていることで新たに自分が病気になることという不安や心配がみられるということはないと思われる。ただし、ほとんどの人がもっている合併症が重くなることについての不安がみられる。また、世話をしてくれる人がいないという不安や悩みについても、血液透析患者の場合には現在の日常生活においてはすでに何らかのサポートを受けている人が多くみられる。透析患者の場合には何らかの社会的なサポートがないといきていけないという面もある。例えば、介護保険サービスにおける移送サービス等が顕著であり、移送サービスを行っている団体への依頼は血液透析患者の占める割合が最も大きいことが言われている。透析患者の場合、外部障害の人に比べて体力がなくなって体の移動が難しくなり、病院や透析機関へ週3回通えなくなる場合もあるからである。そのほか、関心事としては、透析費用の公費負担、高額な透析医療費の公費負担が今後も継続できるのかということがあげられる。</p> <p>今回の調査結果でいえば、一概に血液透析患者の有する不安や悩みとは合致しない傾向がみられると思われる。</p> <p>また、今回の調査では財産管理や相続に関する不安や悩みがあるという障害者の多様さについては、今後の調査を実施する際などには気に留めておかないといけないと思われる。</p>

質問② 貴団体に所属している障害者の経済状況はどのようなものか。 貴団体に所属している障害者は世帯生計中心者となっているか。	
回答	<p>「2001年度血液透析患者実態調査報告書」にみられるように調査対象となった血液透析患者の平均年齢は約60歳となっている。また、親や配偶者との同居が多い。したがって、本人が世帯の生計中心者となるのが難しいことも予測される。</p> <p>生活保護を受けている割合は全体平均で2.6%となっており、今回の調査よりも低い傾向がみられる。ただし、透析病院だけで調べる場合であれば、結構多いかもしれないという印象を受けている。</p>

<b>質問③ 貴団体に所属している障害者の就業状況はどうか。</b>	
回答	<p>患者の平均年齢が高いため、働くにもなかなか働けないという現状がみられる。また、60歳以上では退職者が大半となる。透析時間の関係で会社を早退しなければならないので正規雇用されなく、パートになる人が多い。肉体労働をするようなブルーカラー層では仕事を続けることができない。公務員の場合は透析患者になっても解雇されにくいということもある。ホワイトカラー層で事務系だから仕事がなんとか継続できるともいえる。したがって、就業はしているものの、その内実はパート等のように比較的低収入であり生活実態はそれほど安定しているとはいえないと思われる。</p> <p>30歳代、40歳代で仕事をしている男性は約8割あるが、女性の場合は3、4割となる。また、障害者手帳の等級が1級や2級になると就業率は低くなると思われるが、比較的若い年代の人では同居者に頼るという意識は低いと考えている。</p> <p>ただし、就業していない2割から3割の人は、本当に全員が具合が悪くて動けないかといえそうでもないもので、雇用の場から排除されているということかもしれない。</p>

<b>質問④ 貴団体に所属している障害者の生活実態はどうか。</b>	
回答	<p>「2001年度血液透析患者実態調査報告書」よりも本調査のほうが生活が苦しいという傾向が強いように思われる。血液透析患者の場合、医療費に加えて通院等にかかる移動手段として自家用車を使えない人はタクシーを利用している。タクシー利用者の費用(月額)は1万円以上2万円未満、2万円以上が大部分で、経済的負担が群を抜いている。自家用車であれば費用負担はそれほどではないが、タクシー利用の場合は高額な交通費負担となり深刻な要介護問題の一側面をあらわす。透析患者の要介護問題は通院交通費の軽減が焦点のひとつであり介護保障はこれ抜きでは語れない。それと同時に、年金を受給していない人の場合はかなり厳しい生活実態が予測される。</p>

<b>質問⑤ 貴団体に所属している年金を受給していない障害者をどのくらい把握しているか。</b>	
回答	<p>年金を受給していない理由と関連するものとする。「2001年度血液透析患者実態調査報告書」によれば、「加入期間不足(加入期間不足・保険料未納)」が32.0%であり、次に「未加入(初診日に未加入・加入手続き不履行)」が25.7%となっている。また、1割程度の人が障害年金も老齢年金も受け取っていない。また、病状が軽いという理由も見られる。要するに、透析に入ったばかりでまだ障害年金を受け取る段階でない人がいると解釈している。</p> <p>障害者手帳の等級が1級であるにもかかわらず障害年金を受給していない理由は、調査結果からはほぼ同じ傾向がみられ、「加入期間不足」と「未加入」となっている。</p> <p>さらには昔に市役所の年金の窓口において自分のことを話したら「あ、(年金の受給は)できませんね」と言われてそのままの状態になって現在に至る場合が多い。実際には詳しく相談をすれば年金が受給できるようになる人も一部にはいるのではないかと推測している。大部分は初診日要件と加入期間の不足で受給できないと推測している。</p>

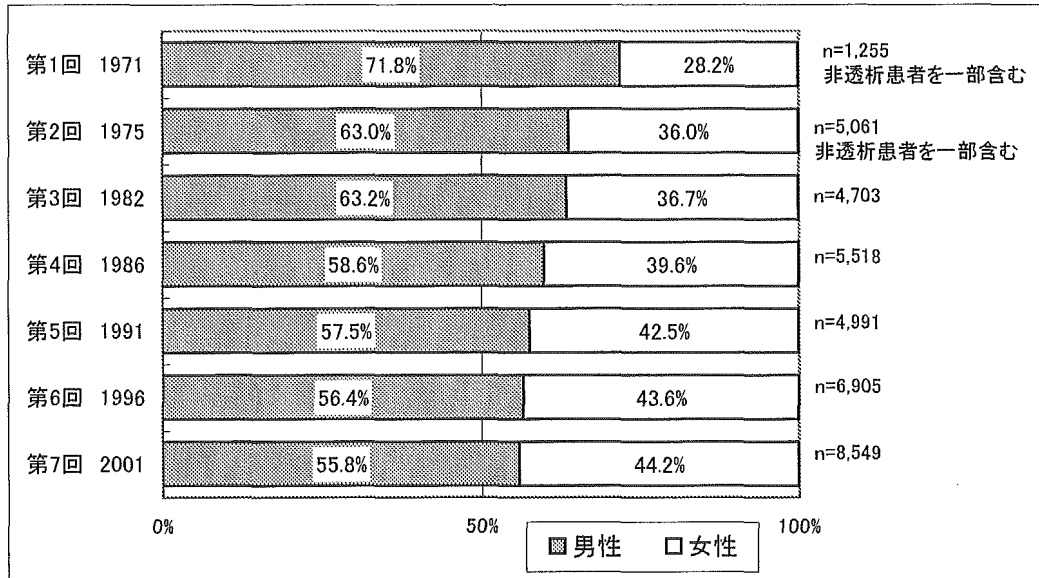
(参考)

社団法人全国腎臓病協議会「2001年度血液透析患者実態調査報告書」障害者団体定期刊行物協会、2002年

別添資料(全国腎臓病協議会)

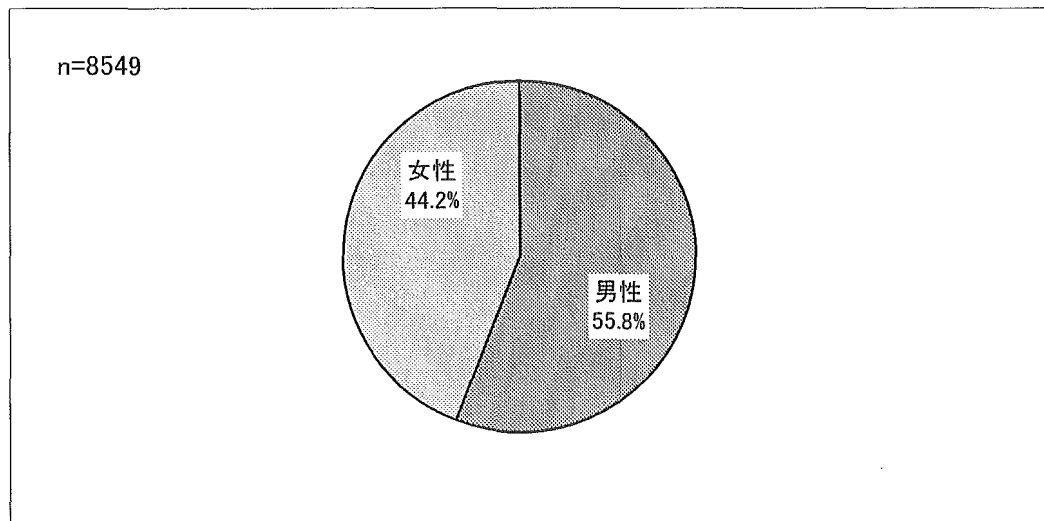
参考資料 社団法人全国腎臓病協議会「2001年度血液透析患者実態調査報告書」障害者団体定期刊行物協会、2002年 をもとに一部抜粋して作表

① 対象者の性別分布 - 第1回調査からの推移 -

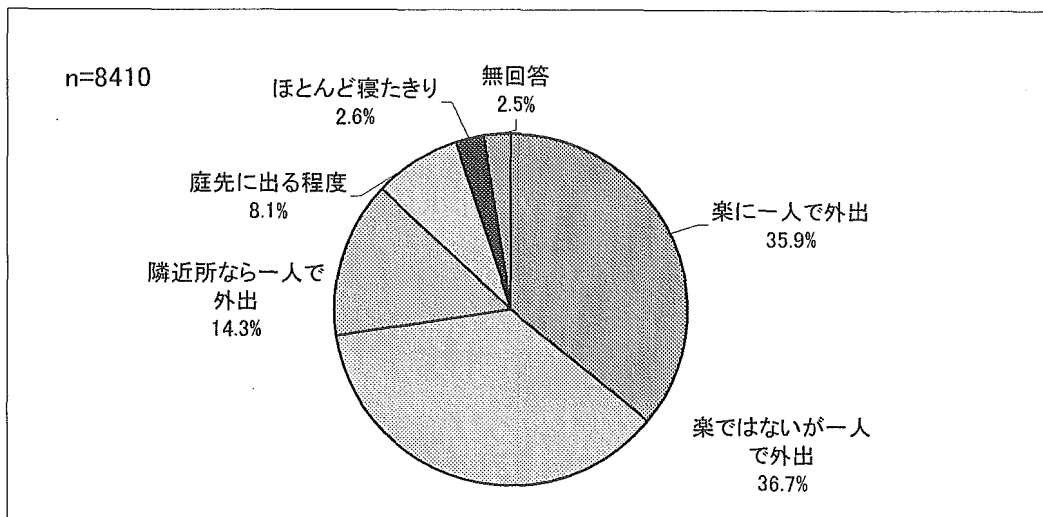


以下、第7回(2001年)調査結果を引用します。

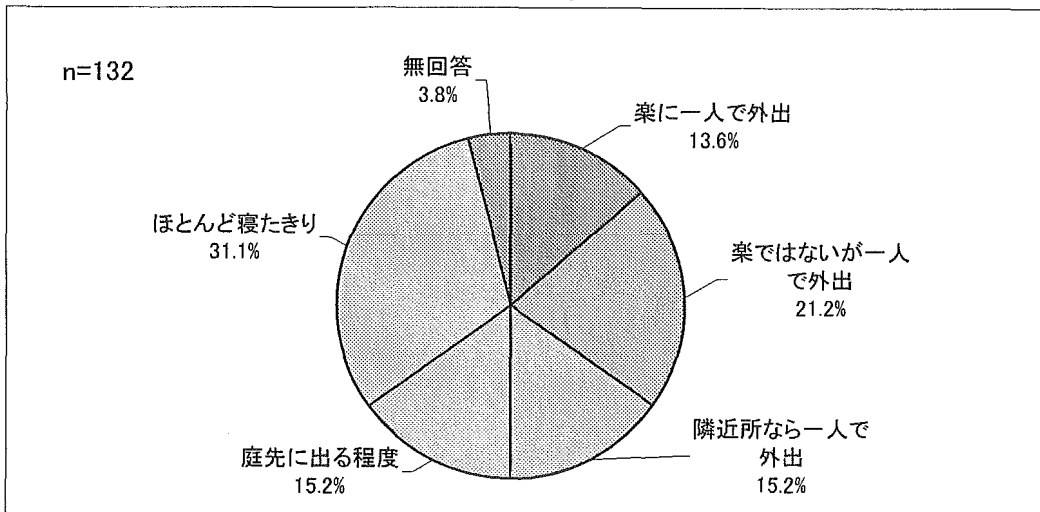
①-1 有効回答者の構成 - 第7回(2001年)調査 -



②-1 日常生活動作の能力の分布 —通院患者—

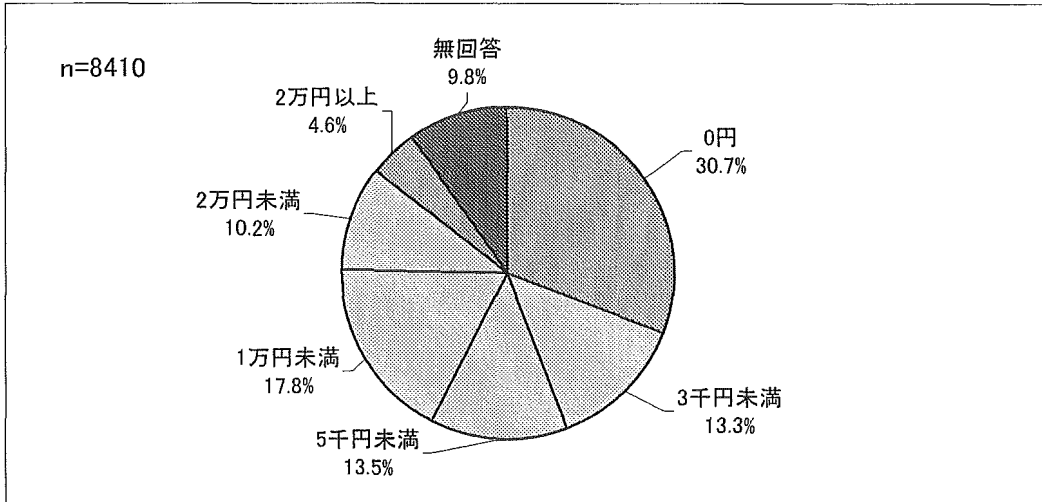


②-2 日常生活動作の能力の分布 —入院患者—

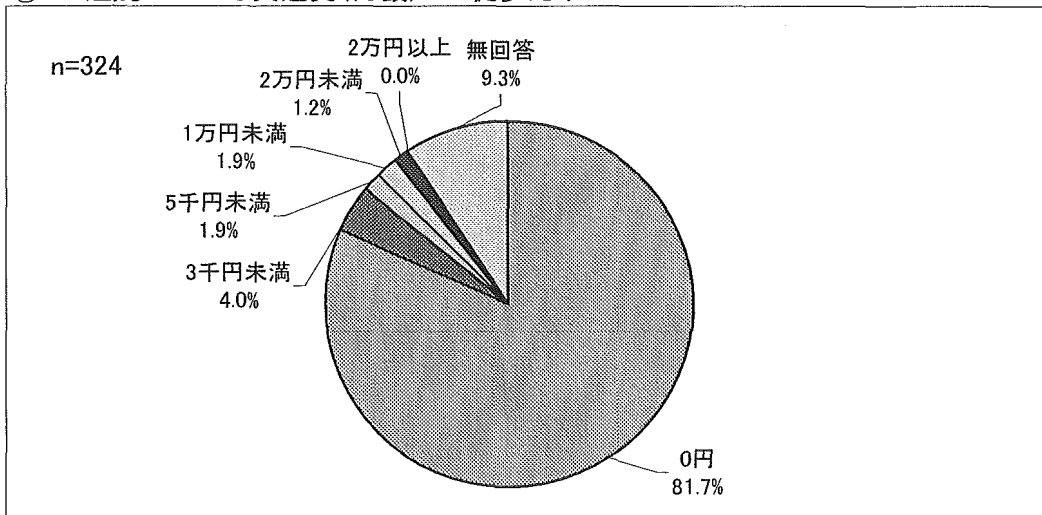




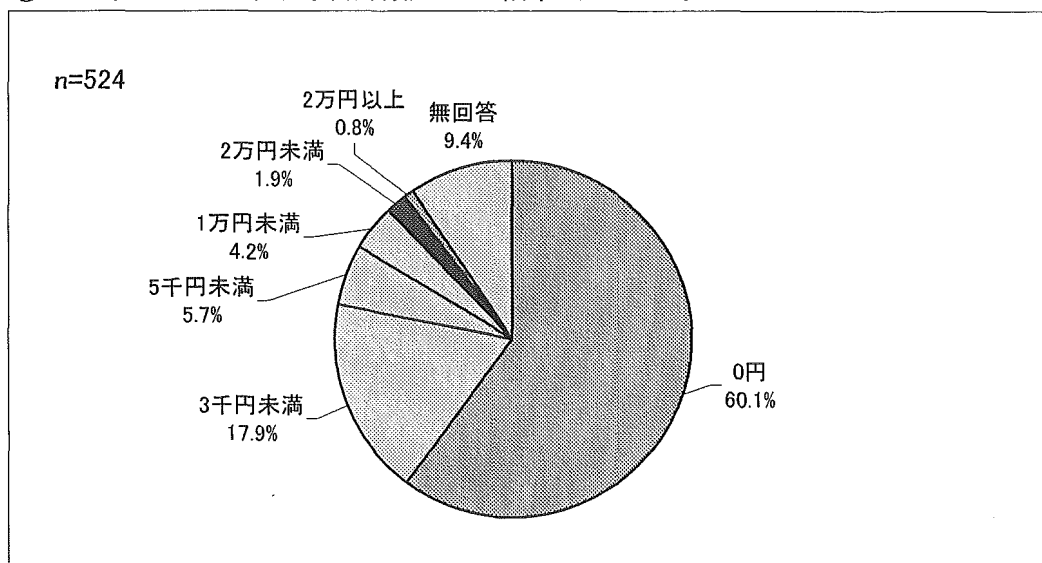
③ 通院にかかる交通費(月額) —平均—



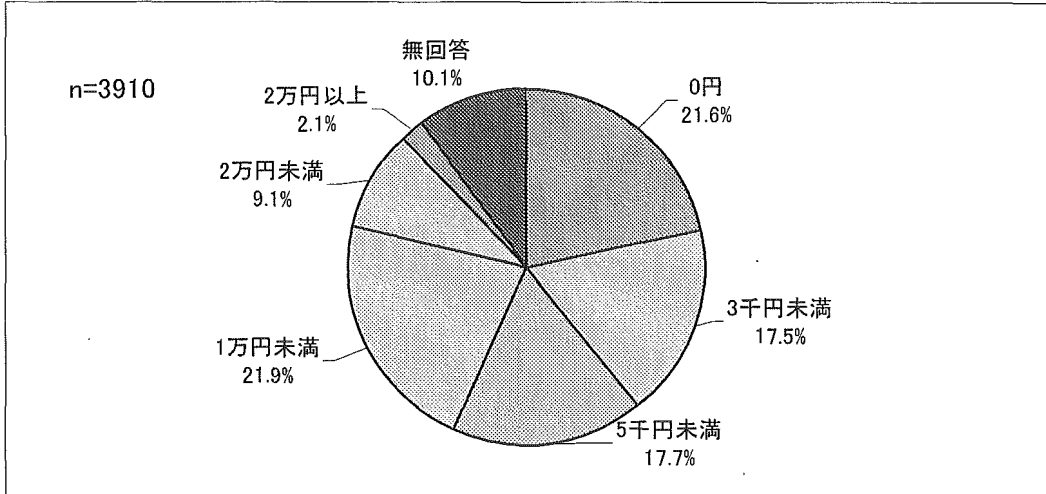
③-1 通院にかかる交通費(月額) —徒歩だけ—



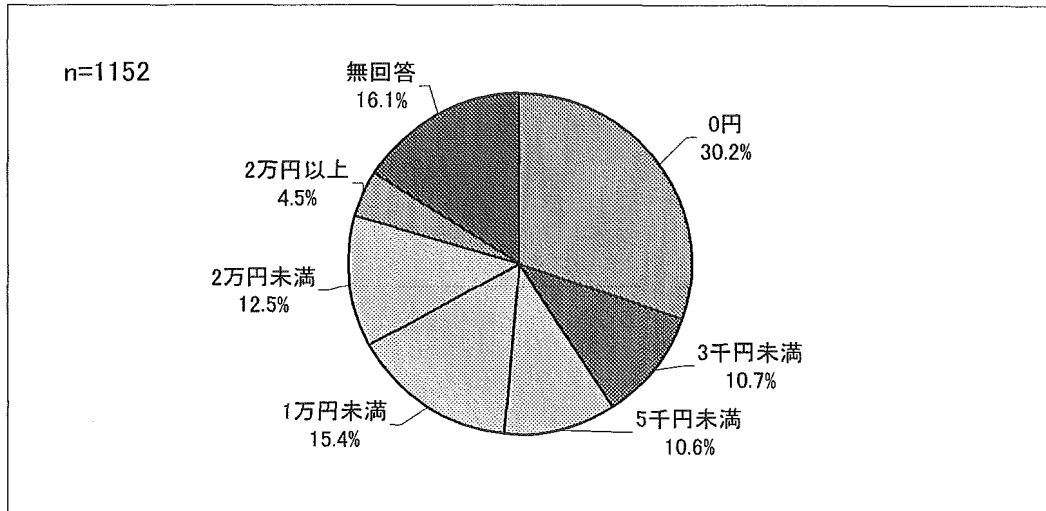
③-2 通院にかかる交通費(月額) —自転車・オートバイ—



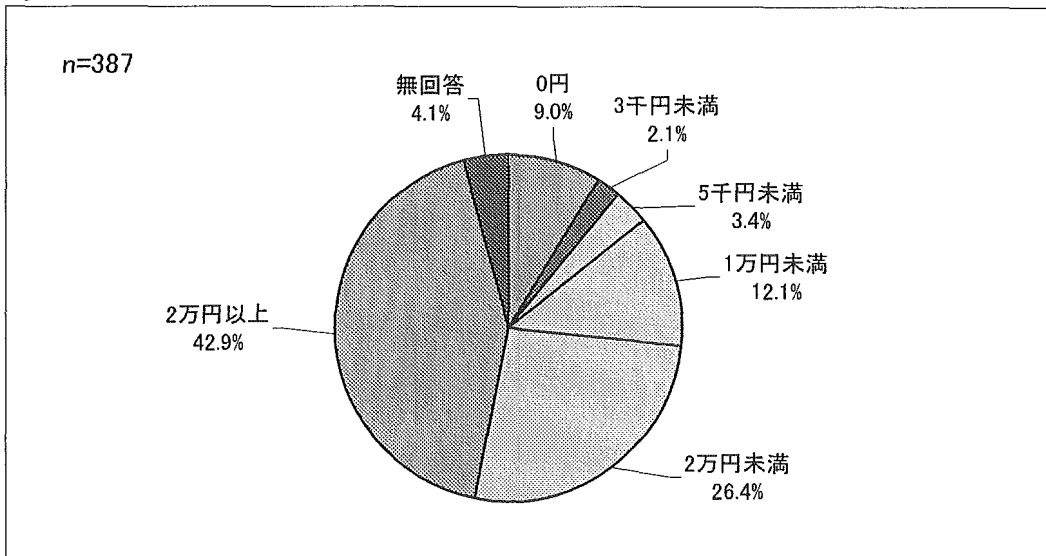
③-3 通院にかかる交通費(月額) —自分で運転する自動車—



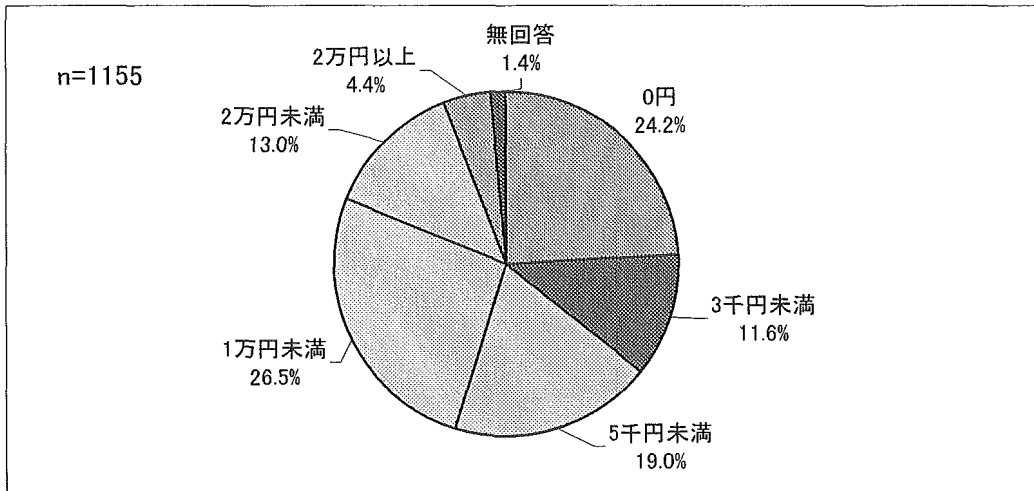
③-4 通院にかかる交通費(月額) —家族等が運転する自動車—



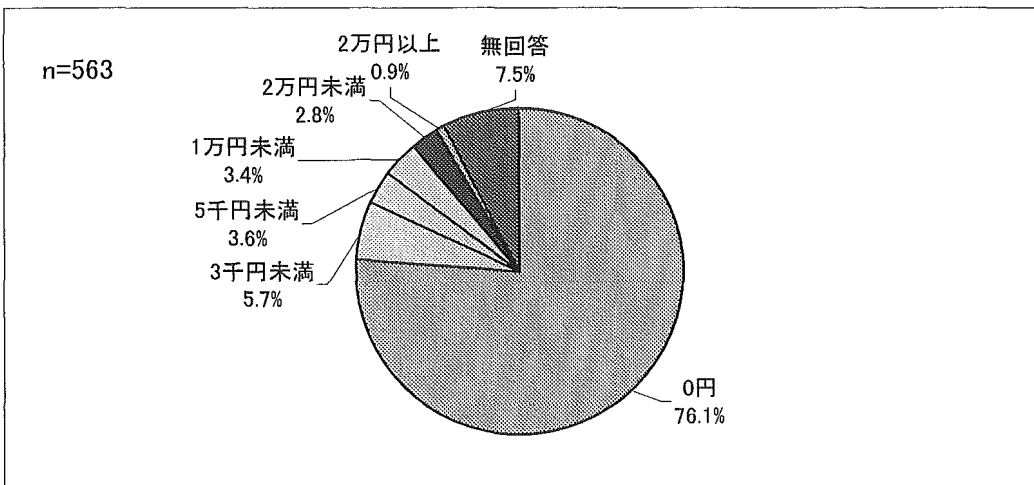
③-5 通院にかかる交通費(月額) —タクシー—



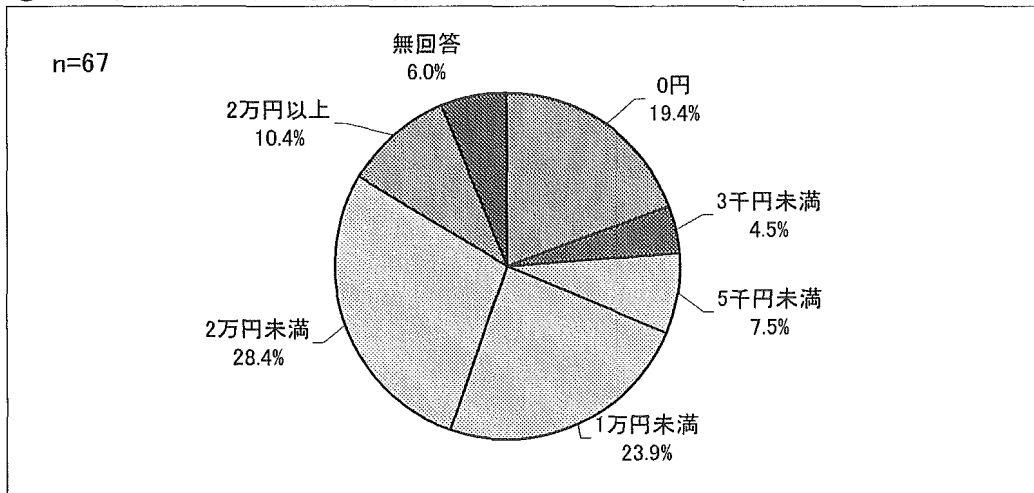
③-6 通院にかかる交通費(月額) —電車・地下鉄・バス—



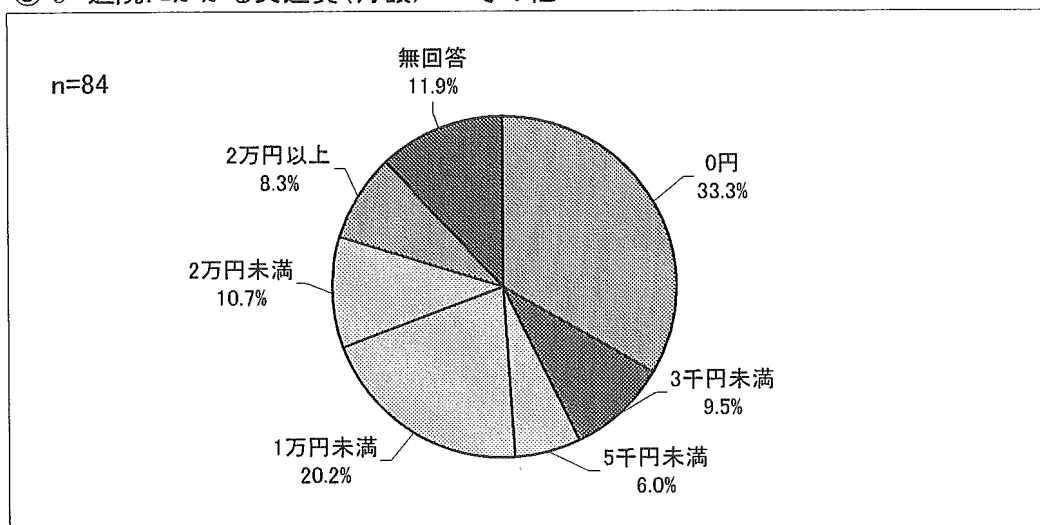
③-7 通院にかかる交通費(月額) —透析施設の自動車—



③-8 通院にかかる交通費(月額) —ボランティア等の自動車—



③-9 通院にかかる交通費(月額) -その他-



③-10 通院にかかる交通費(月額) -無回答-

